

■たいしのってこバス返還金の報告について

◆これまでの経緯

自家用有償旅客運送には登録期間が設けられており、たいしのってこバスにおいても、令和4年5月28日が初回登録期限であったが、更新手続きができていなかった。

9月13日に大阪運輸支局より登録期限切れの指摘を受け、速やかに登録申請を行い、9月22日付けで新たに登録の承認を得た後、10月1日より有償運送として運行を再開した。（9月15日～30日は無償で運行）

その後、有償運送登録期間外となる5月29日～9月14日に乗車した方の運賃の返還を行うため、下記のとおり返還手続きを行った。

◆たいしのってこバス返還金の詳細

《対象利用期間》：令和4年5月29日～9月14日

《申請受付期間》：令和5年1月10日～3月17日

《申請人数》：9名

《申請件数》：329件

《返還金合計》：19,960円

◆返還内容詳細

返還対象月	返還件数 (乗車1回で1件とする)	返還金計
令和4年5月分	12件	1,000円
令和4年6月分	92件	5,600円
令和4年7月分	92件	5,720円
令和4年8月分	89件	5,460円
令和4年9月分	44件	2,180円
合計	329件	19,960円